

地図地理検定実施要綱

(総則)

第1条 地図地理検定は、一般財団法人日本地図センター（以下「センター」という。）が実施してきた地図力検定（第8条第2項において同じ。）を地図地理検定としてセンターと財団法人国土地理協会（以下「協会」という。）が共同して実施するものであり、その具体的な実施の方法等については、地図地理検定の共同実施に関する協定書に定めるところによるほか、本要綱に定めるところによるものとする。

(地図地理検定の実施方法等)

第2条 地図地理検定は、原則として、年2回実施するものとする。

2 地図地理検定は、難易度の高いものを地図地理検定（専門）とし、難易度の低いものを地図地理検定（一般）とするものとする。

3 地図地理検定の受検は、原則として、受検者が個別に受検する個別受検によるものとする。ただし、センター理事長（以下「理事長」という。）が協会会長（以下「会長」という。）と協議の上別に定める受検の要件に該当する場合は、団体受検によることができるものとする。

4 地図地理検定の受検資格についての制限はないものとする。ただし、地図地理検定委員会（以下「検定委員会」という。）の委員（以下「検定委員」という。）、第5条第1項に規定する地図地理検定問題作成員及び事務局の局員による当該地図地理検定に係る受検定については、この限りでない。

(地図地理検定の公示・公表)

第3条 各回の地図地理検定ごとに、実施日時、場所、受検料等を定め、これらを広告宣伝媒体、ウェブサイト等により公示・公表するものとする。

(地図地理検定問題)

第4条 地図地理検定問題は、満点を100点とし、専門に係るものは50題、一般に係るものは25題とするものとする。

(地図地理検定問題の作成)

第5条 検定委員会において審議する地図地理検定問題の案は、地図地理検定問題作成員（以下「検定問題作成員」という。）が作成するものとする。

2 検定問題作成員は、理事長が会長と協議の上委嘱するものとする。

3 検定委員と検定問題作成員との兼職は、これを妨げないものとする。

(地図地理検定（一般）の合格の認定)

第6条 地図地理検定（一般）の成績が良好な者については、検定委員の意見を聞いた上で、合格と認定するものとする。

(地図地理検定（専門）の級の認定)

第7条 地図地理検定（専門）の成績が良好な者については、検定委員の意見を聞いた上で、地図地理力1級、地図地理力2級又は地図地理力3級にそれぞれ認定するものとする。

(地図地理力博士及び準地図地理力博士の認定等)

第8条 地図地理検定(専門)の成績が96点以上の者及び地図地理力1級に5回認定された者を地図地理力博士、地図地理力1級に3回認定された者を準地図地理力博士にそれぞれ認定するものとする。

2 前項の場合において、地図力検定において認定された地図力1級は、地図地理力1級と同等の効力を有するものとみなす。

(認定証の交付)

第9条 第6条から前条までの規定に基づき認定を受けた者に対して、それぞれ認定証を交付するものとする。

(表彰)

第10条 地図地理検定(一般)及び地図地理検定(専門)における当該検定の最高得点者及び成績が顕著な者については、表彰することができるものとする。

(不正手段による受検者に対する措置)

第11条 不正の手段によって地図地理検定を受けようとし、又は受けた者に対しては、その地図地理検定の受検を停止し、又は第6条から第8条までの規定に基づく認定及び前条の規定に基づく表彰を取り消すことができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 受検者並びに検定委員、検定問題作成員及び事務局の局員に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他の関係諸法令並びにセンター及び協会が別に定める規程に基づき適切に取り扱うものとする。

2 地図地理検定に用いる地理空間情報に含まれる個人情報の取扱いについては、前条の規定によるほか、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン(平成22年9月1日地理空間情報活用推進会議決定)に準ずるものとする。

(著作権等知的財産権の取扱い)

第13条 地図地理検定の問題並びにその解説の文章、画像及び図表に関する著作権等の知的財産権については、引用したものを除き、センター及び協会に帰属するものとする。ただし、当該問題及びその解説に用いた地理空間情報に関するものについては、地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン(平成22年9月1日地理空間情報活用推進会議決定)に準ずるものとする。

(秘密の保持)

第14条 検定委員、検定問題作成員及び事務局の局員は、地図地理検定の問題及びその解説等地図地理検定に関して知り得た情報を他に漏らし、又は開示してはならないものとする。

(その他)

第15条 センター及び協会は、地図地理検定の実施に関して第三者との間に紛争が生じたときは、両者協力してその処理・解決に当たるものとする。

2 本要綱に定めのない事項及び本要綱の各条項の解釈について疑義等が生じた場合は、センター及び協会は誠意をもって協議し解決を図るものとする。